

国家公務員制度改革法案についての3党合意に対する書記長談話

1. 民主党および自民党、公明党の3党は、政府が国会提出していた国家公務員制度改革に関わる「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（以下、「政府法案」）の補強・修正について、本日、合意に達した。主な合意内容は、①法案を修正し、附則において2016年までに国家公務員の定年の段階的引き上げ検討を規定する、②自律的労使関係制度について職員団体との合意形成に努めることを附帯決議に盛り込む、③級別定数に関する確認を行う、などとなった。なお、修正案の提出と採決は次期通常国会に持ち越されることとなった。
2. 民主党は、連合からの要請・協議のもと、自律的労使関係制度の措置を含めた国家公務員制度改革関連4法案および地方公務員制度改革関連2法案を対案として提出し、国会審議に臨んできた。11月22日から開始された衆議院内閣委員会では、連日、政府法案の問題を厳しく指摘し、自律的労使関係制度の措置をはじめとした国家公務員制度改革基本法に基づく制度の実現を追求してきた。これに対し、自治労も、政府法案について、労働基本権問題をないがしろにすることは到底認められないとの立場で、連合・公務労協とともに、政党・国会対策を行ってきた。
3. 一方で、衆参ともに与党多数という国会情勢において、民主党案の成立の可能性は極めてゼロに近いことを踏まえ、民主党は、与党との修正協議を国会審議と同時並行で実施することとした。民主党の要求項目は、定年延長や自律的労使関係以外にも、幹部職員の公募・特別職化、人事院からのさらなる機能移管など多岐にわたるものであったが、その大半は与党から拒否される結果となった。民主党の粘り強い対応により、唯一獲得した法案修正事項が、上記①である。

さらに、政府法案が労働基本権問題をまったく取り扱っていない中において、自律的労使関係制度については、その全体像を国民に示すことは「法律上の義務である」との政府答弁を引き出しながら、最低限の次善策として、上記②の通り附帯決議とすることを合意した。
4. 自治労にとって自律的労使関係が附帯決議にとどまったことは不満であるが、官邸主導による強権的な国会運営と与党絶対多数という極めて困難な政治情勢、さらには自民党が公務員の労働基本権に極めて否定的であるという事実を踏まえれば、今回の補強修正内容は評価できるものである。同時に、定年の段階的引き上げという、組合員の生活と人生設計に直結する内容について、道筋を明確化させたことも重要である。来年の通常国会が最終的な決着の場となったことから、自治労は、連合・公務労協と連携し、政党・省庁対策を強化しながら、引き続き民主的な公務員制度の確立に向けた取り組みを全力で進めていく。

2013年12月3日

全日本自治団体労働組合
書記長 川本 淳